

松江市告示第99号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月30日

松江市長 上 定 昭 仁

記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の対象期間
学校法人	松徳学院	松江市上乃木一丁目14番51号	学校法人松徳学院	法人運営事業	教育事業に係る寄附金	令和4年4月10日から 令和6年4月13日まで
			松徳幼稚園	教育事業一般		
			松徳学院中学校			
			松徳学院高等学校			